

## 養育費確保支援給付金支給申請書

海南市長 様

申請者住所

申請者氏名

私は、養育費確保支援給付金の支給を受けたいので、下記により申請します。

|                                  |  |  |      |
|----------------------------------|--|--|------|
| 申請者                              | フリガナ<br>氏 名  |  |      |
|                                  | 住 所  | 〒  |      |
|                                  | 電話番号   | — —  |      |
| 申請内容等                            | 給付金の区分   | <input type="checkbox"/> (1) 公正証書等作成経費<br><input type="checkbox"/> (2) 養育費保証契約締結経費<br><input type="checkbox"/> (3) 養育費強制執行経費   |      |
|                                  | 過去の受給  | 今回の申請に係る養育費の取決めを交わした文書について、過去に同趣旨の給付金等の支給を受けたことが（ある・ない）<br>※他自治体若しくは団体等からの補助金、給付金等を含む。   |      |
|                                  | 申請金額   | 円  |      |
|                                  | 添付書類   | 【すべての申請に必要】  |      |
|                                  |  | <input type="checkbox"/> 当該申請者及びその扶養している児童の戸籍謄本又は抄本<br><input type="checkbox"/> 世帯全員の住民票の写し<br><input type="checkbox"/> 当該申請者に係る児童扶養手当証書の写し<br>※児童扶養手当を受給していない場合は所得証明等<br><input type="checkbox"/> 給付対象となる経費の領収書等<br><input type="checkbox"/> 養育費の取決めを交わした文書の写し<br>※債務名義 <sup>(注2)</sup> 化した文書に限る。<br>(養育費保証契約締結経費の申請においては、債務名義化不要)<br>※養育費の額の変更に係るものを除く。<br>※公正証書は強制執行認諾約款付きのものに限る。 |      |
| 【給付金の区分が「(2) 養育費保証契約締結経費」の場合に必要】 |  |  |      |
|                                  | <input type="checkbox"/> 保証会社と締結した養育費保証契約書の写し<br>※保証期間が1年以上のものに限る。 |  |      |
|                                  | 【給付金の区分が「(3) 養育費強制執行経費」の場合に必要】                                     |  |      |
|                                  | <input type="checkbox"/> 強制執行等の実施を裁判所が決定したことを証する書類の写し              |  |      |
| 払込口座                             | 金融機関名  | 支店名  |      |
|                                  | 口座の種類  | 普通・当座・その他<br>( )   | 口座番号 |
|                                  | フリガナ<br>口座名義   |  |      |

(注1) 給付金の区分に応じて以下の申請期限までに提出してください。

- (1) 公正証書等作成経費 債務名義<sup>(注2)</sup>が作成された日（令和4年4月1日以後の日に限る。）の翌日から6か月以内又はひとり親になった日の翌日から6か月以内のどちらか遅い方
- (2) 養育費保証契約締結経費 養育費保証契約を締結した日（令和4年4月1日以後の日に限る。）の翌日から6か月以内
- (3) 養育費強制執行経費 強制執行が実施された日（令和4年4月1日以後の日に限る。）の翌日から6か月以内

(注2) 「債務名義」とは、強制執行認諾約款付公正証書、確定判決、裁判上の和解調書、調停調書、家事審判調書等をいう。